

障害女性は、障害者差別と性差別の複合差別に根ざす、憎悪を主張する差別的言辞を日常的に被っている。そのため、CEDAW/C/JPN/CO/6 のフォローアップ項目に指定されたパラグラフ 21 (d) にある、「その他のマイノリティ女性」には、障害女性も含まれる。

私たちは、この一般的意見にもあるように、障害のある女性に対する複合的な差別を禁止する法律が必要だと考える。

日本では、2016 年 7 月に、神奈川県立の知的障害者福祉施設に、元施設職員の男性が侵入し、入所者 19 人を刺殺した事件が起きた。事件の犯人である男性は、重い障害者は殺したほうが社会のためになる、といった発言をした。この事件の後、外にでていくことが不安になったという声を上げている人も少なくない。事件後、障害のある女性が、公共交通機関を利用した際に、侮辱する言葉をかけられ、恐怖を感じたという声もある。

また、2017 年には、兵庫県立こども病院が出版した『兵庫県立こども病院移転記念誌』（2016 年 3 月出版）に、兵庫県が 1966 年から 1974 年にかけて実施した「不幸な子どもの生まれない運動」を「本邦では初めてのユニークな県民運動」であり、「兵庫県の大きな誇り」と当時の知事が語ったという記述があることが明らかになった。

これに対して、障害当事者を中心にしたグループが抗議活動を行っている。しかし、兵庫県は「当時の歴史的事実を記載したもの」として、謝罪をせず、議論の場ももっていない。

日本には、優生思想に基づき、強制不妊手術等の優生手術を行うことを規定した優生保護法が存在し、その法律によって、約 16500 人が、強制不妊手術を受けさせられてきた。強制不妊手術の被害者の約 7 割は女性だった。被害者のうちかなりの数が未成年であった。強制不妊手術については、過去に国連からも、謝罪と補償を求める勧告が 3 回にわたって出されたが、日本政府は、それについて、現在まで、当時は合法だったとして謝罪や補償の意思を示していない。そのため、今年（2018）1 月には、優生保護法による強制不妊手術を受けた被害当事者女性が、はじめて、国を訴え裁判を起こした。

優生保護法が 1996 年まで日本に存在していたことと、上述のように現在も続く障害者の生を否定する行為や言動とは、切り離せない問題だ。そうした行為と言動をなくすためにも、過去の優生政策の問題に向き合い、冒頭にも述べたとおり、障害のある女性に対する差別的発言を含む複合的な差別の禁止を国内法に明記することが求められている。